

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たり、庁内の関係課（健康づくり課，こども課，学校教育課，介護保険課，市民課，福祉課，農林課等）が連携し，相互の施策や事業による相乗効果を意識して7分野の多様な取り組みを推進します。

この計画の推進や関係機関との調整を図るために，保健，医療，福祉，介護，教育等の関係者や市民から構成される「医療費適正化推進委員会」「地域医療連携ネットワーク会議」「自殺対策本部会議」で計画進捗状況の検証等を行い，施策や事業の適切な方向性を確認し改善につなげます。

また，計画初年度には成人の健康づくり部門と国民健康保険部門を統合し，市民の健康増進を守りつつ，国保財政の適正な運営を行っていきます。機構改革による庁内連携体制を充実させ，医療情報を活用した健康づくり，医療の適正化の取り組みを強化していきます。

2 計画推進に向けた地域との協働体制の構築

本計画は，「健康 SOJA」を実現できるよう，市民一人ひとりが健康づくりや食育に関心を持ち，積極的に実践していくことを目指して，愛育委員・栄養委員との連携はもとより，吉備医師会との連絡会議や市域を超えた医療機関との「地域医療連携ネットワーク会議」の開催，市内外の大学や民間企業等との連携により，相互の情報交換，連絡調整などを行い，地域の実情に応じたニーズを把握し，計画を推進していきます。

3 計画推進の方向性

本計画を着実に推進していくためには，「医療費適正化推進委員会」で計画の進捗状況をチェックし，取り組み内容を修正するなど柔軟に対応していくことが求められます。そのためPDCAサイクルの視点に基づき，基本目標，取り組み内容についての評価を行います。

(1) 平成27年度～平成29年度

第4章に掲げた重点施策の新規事業について，遅くとも平成28年度末までには着手します。

計画の達成状況の把握のため，基本目標は毎年モニタリングしていきます。

既存データで把握できない基本目標（野菜摂取，歯科定期検診，地域における活動参加）については，特定健診（集団）受診者にアンケートを実施し，毎年モニタリングしていきます。

ほかに，既存のデータで確認できる数値目標についても毎年モニタリングしていきます。

（2）平成 30 年度・平成 31 年度

着手した重点施策については，実態数値と照らし合わせて施策の見直し・追加等を随時行っていきます。

平成 30 年度には，既存データの確認とアンケートを実施し，基本目標の達成状況を確認し計画の中間評価を実施します。中間評価により明らかになった課題の改善のために新規重点施策の検討を行います。

平成 31 年度には，中間評価結果を基に基本目標，重点施策の新たに定め，平成 32 年度から平成 36 年度までの計画の方向性を定め，改訂を行うものとしします。

（3）平成 32 年度～平成 34 年度

新たに定めた基本目標と既存データで把握できる数値目標のモニタリングを毎年実施します。重点施策については，実態数値と照らし合わせて施策の見直し・追加等を行っていきます。

（4）平成 35 年度・平成 36 年度

平成 35 年度に，国・県の動向を確認の上，基本目標及び現状把握に必要なものについて，中間評価時と同様に既存データの確認とアンケートを実施し，最終評価を実施します。

平成 36 年度には，最終評価を基に次年度以降の方向性を定めた次期計画の策定を検討します。

